

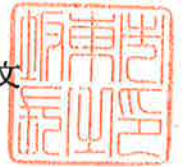
公告

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和８年７月２４日

坂東市長 木村 敏文



記

1 縦覧期間

自 令和８年７月２４日（金）

至 令和８年８月 ７日（金）

2 縦覧場所

坂東市役所農業政策課及び坂東市公式ウェブサイト

※農業政策課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。

3 意見書の提出について

（１）提出先

坂東市役所産業経済部農業政策課

（２）提出方法

持参、郵送によることとし、FAX、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

（３）提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

（４）意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。